

○財務省告示第二百八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年八月三十一日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・一一トン
四	七、九二六トン
五	三六一トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
五七トン	五〇五トン	四、九八一トン	三三、二六八トン	二、八六八トン	一、一六二トン	二四三、〇八二トン	五〇〇、八七七トン	一、九一一、一一一トン	二七、三五六トン	一、六五八トン	一、六〇七トン	一一、一三〇トン	〇トン	六・四一トン	四トン

二九		二二三トン
二八		二トン
二七		二、一一八トン
二六		九四〇トン
二五		〇トン
二四		九トン
二三		一、五五四トン
二三		四一〇トン
二二		一一、八三三トン